

第35回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年12月6日(木) 午後2時30分～午後4時20分
2. 会 場 黒潮町役場佐賀庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 【農業委員】(14人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
5番 濱口佳史、6番 山中 讓、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、
9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、11番 篠田 開、12番 福留康弘、
13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(6人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 篠田 博、7番 福井正一
(事務局：書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(0人)
【推進委員】(1人) 6番 尾崎澄夫、
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議

議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(2件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(1件)
議案第3号 非農地証明願について(6件)
議案第4号 形状変更に関する届出の報告(1件)
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 それでは時間も来ましたので、これより12月の定例会を始めたいと思います。12月を迎えて何かとお忙しい中出席率も良く、残念ながら尾崎さんが欠席ということですが、金子委員が一寸遅くなるということですが、1人だけの欠席ということですが、それで今日の議事録署名人でございますが、野坂委員と伊芸委員にお願いしたいと思います。それでは早速12月の定例会を始めたいと思います。

それでは、議案第1号農地法第3条許可申請について2件出ておりますが、事務局より順次説明をお願いします。

事務局　それでは議案書の1ページを御覧ください。議案第1号農地法第3条許可申請が、今回2件出てきております。まず1件目譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町藤縄字フカセ68番1、畑、102㎡。理由としまして、所有権移転、売買、許可あり次第、所有権移転となっております。資料の方が3ページから8ページとなっております。3ページが航空写真の位置図となっております。4ページが住宅地図。5ページが航空写真の拡大図。6ページが公図。7ページが現況。8ページが調査書となっております。ここの区域は農用地区域外となっております。利用権の設定に関しましては有りません。こちらの今後の利用ですが、現在も柿を植えていますが、継続して栽培する予定となっております。最後の8ページの調査書をお願いします。譲受人、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は、〇〇〇〇ですが全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると思込まれるということになっております。農作業従事者は本人。所有機械はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台となっております、こちらは該当しません。第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用なし。ということで該当しません。第2項第3号信託については、信託ではないので適用しない。ということで該当しません。第2項第4号農作業常時従事ということで、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる日数が年間200日となっておりますので該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで今回の取得分も含めて、また四万十市にある農地を含めて11,399.91㎡、113.9991aということで該当しません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第2項第7号地域調和につきましても、所有権移転後も引き続き果樹の栽培を継続するため、周辺農地への影響はないと考えています。ということで該当しません。事務局としては問題無いと思えます。以上で報告を終わります。

議長　今、事務局の説明が終わりました。担当委員さんの方から何かあればお願いします。事務局の方は問題無いということですが。

この件について、何か質疑質問有りませんか。

(質疑なし)

議長　それでは特に問題は無いということで、承認を受けたいと思います。

この件について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第1号の1番については承認されました。

それでは、3条許可申請の2番お願いします。

事務局 それでは、再び1ページを御覧ください。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町浮鞭字岩田坂2042番3、畑、99㎡。理由としましては、こちらも所有権移転、売買許可あり次第、所有権移転する。ということになっています。9ページを御覧ください。航空写真の位置図となっております。場所が浮鞭の、現在無くなりましたが、田辺ショッパーズの上の道を上がっていった町道から、脇に入った所の畑になります。10ページが住宅地図。11ページが航空写真の申請地の拡大。12ページが公図。13ページが現況の写真。14ページが調査書となっております。こちらも農用地区域外となっております。利用権の設定に関しましては有りません。所有権移転後も柿、梅、みかん等の栽培を予定しています。14ページを御覧ください。譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は、全て耕作されており農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれます。農作業従事者は本人と妻となっております。所有機械はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、運搬車1台、管理機1台となっております。こちらも該当はいたしません。第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり適用なし。ということで該当しません。第2項第3号信託につきましても、信託ではないので適用しない。ということで該当しません。第2項第4号農作業常時従事ということで、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれる日数が年間350日となっておりますので該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超える。ということで今回の取得分も含めて、9,305㎡、93.05aということで該当しません。第2項第6号転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しません。第2項第7号地域調和につきましても、所有権移転後も柿、梅、みかんの栽培を継続するため、周辺農地への影響はないと考えられます。以上事務局からの報告で問題無いと思います。

議長 今、事務局の方より説明が終わりました。担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員 これは私の方ですので、前回、〇〇〇〇さんが出ておりましたが、その少し北側です。その〇〇〇〇さん、13ページの写真を見てもろうたら分かりますが、その左の方に〇〇〇〇さん所の通路があります。将来ここを拡張する時に、鞭上の拡張計画があります。そうするとこの自分所の家に入る道路が無くなるということで、ここをその方の娘さんが家に居られますので、将来的には宅地にしたいということです。この辺りは殆んど宅地化になると思います

ので、それほど問題は無いと思いますのでよろしくをお願いします。

議長 今、担当委員さんの方からも説明がありましたが、問題は無いということでございます。何かこの件について質疑質問はありませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら、承認を受けたいと思います。この件について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。2番につきましても承認されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条許可申請について1件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページを御覧ください。議案第2号農地法第5条許可申請が1件出ております。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請地が、黒潮町鈴字ウタノハエ50番1、

田、1,079㎡。理由としましては、太陽光発電施設の設置ということで、申請地は譲渡人宅から遠く、営農が難しいため、除草作業が負担となっていたことから農地の有効活用を行いたく太陽光発電施設の設置をしたいため。となっております。資料が15ページからとなっております。15ページが航空写真の位置図となっております。写真の中ほどになります成又という所です。16ページが住宅地図。17ページが航空写真の拡大図。18ページが公図。19ページが今回の土地利用計画図となっております。20ページが現況の写真となっております。こちらの農用地区域につきましては、区域外となっており利用権の設定もありません。土地利用計画としましては、土地造成は行わず、安全対策のため、敷地周囲にフェンスを設置することになっております。太陽光パネルにつきましては、予定では196枚。屋外パワーコンディショナーを6台設置する予定となっております。その他、接続ケーブル、架台、パネルを載せる台を設置する予定となっております。排水計画は、雨水は自然浸透させるものとし、生活排水等は発生しない予定となっております。資金計画については、〇〇〇〇。同意につきましては、隣接地の同意はいただいております。その他の農地区分につきましては、その他の農地の第2種農地となっております。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さん何か。

〇〇委員 事務局が言ったとおりですが、現地に行きましたら丁度近所の方が出て来られて話をしましたが、承諾書もこの間書いたと言われてましたので問題はないと思います。

議長 承諾書も隣接の方からはいただいている、ということでございます。

他に何か意見質疑有りませんか。

特にありませんでしたら承認をいただきたいと思います。

(質疑なし)

この件について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。5条許可申請についても承認されました。

続きまして、非農地証明について6件出ています。1番より随時お願いします。

事務局 議案書の2ページを御覧ください。非農地証明が今回6件出ております。まず、1件目、願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地は黒潮町入野字山榊ノ木4555番、田、621㎡。同じく、黒潮町入野字山榊ノ木4561番イ、田、59㎡。同じく、黒潮町入野字山榊ノ木4561番ロ、田、624㎡。願出理由につきましては、10年以上耕作しておらず、周囲の森林に侵食され、農地として復元することが困難になった。となっております。資料は21ページからなっています。21ページを御覧ください。今回の申請地3筆なのですが、早咲のローソンから入った、現在、黒潮町缶詰工場のある反対側の避難道を山の方に上がって行った所の付近の谷合になっています。22ページが住宅地図で分かりやすいと思います。23ページが申請地の拡大図になっています。24ページが公図。25ページが現況の写真ですが、3筆とも、自分も現地に行ったんですけど、写真に小屋が写っていますが、そこから入れない状態で現況が分からない状況になっています。事務局からは、農用地の区域については外で、利用権の設定はされておられません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員さん補足説明あればお願いします。

〇〇委員 補足説明ではないがやけど、僕も〇〇〇〇さんに会って話したがやったけれど、10年以上前は野菜を作りよったがやけどよう作らんって。現場にも行ったがやけど、とてもじゃないが入って行けれだった。

議長 はい、現地も見たけれど復元できる状態では無かったということですが、この件について質疑有りませんか。

(質疑なし)

質疑無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。この非農地証明の1番について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明の1番については承認されました。

続きまして非農地証明の2番お願いします。

事務局 それでは2件目、願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地は、黒潮町加持字千代鶴谷519番、田、558㎡。願出理由につきましては、以前は果樹を作付けしていたが、鳥獣による被害等があり、平成13年頃より耕作ができない状況

であったため現在は荒廃地となっている。資料は26ページからになっています。26ページを御覧ください。航空写真に位置を落としておりますが、真ん中やや左側に小川の集会所があります。それから右の谷に入ってドクダミの加工場が有る所をずっと奥に行って、曲がりくねった道を行って山の上の方に行った所になっています。27ページが住宅地図で、28ページが届出地の拡大航空写真、29ページが公図となっています。30ページが現況の写真となっております。現在は畑としての状況にはなっていません。事務局からは、農用地の区域については外となっており、利用権の設定はされておられません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員さん補足説明あればお願いします。〇〇委員。

〇〇委員 〇〇〇〇さんに話を聞いたところ、10年前にはミカンを作っていたそうですが、被害があつて写真のように砂利を敷いて、とても元に戻すのは難しいと思います。

議長 中々農地に復元するのは難しいということですが、何かこの件について質疑質問有りませんか。

〇〇委員 これは小川アグリのある所ですか。

事務局 その上になります。

議長 この件について質疑質問有りませんか。

(質疑なし)

質疑無いようでしたら承認を受けたいと思います。この非農地証明の2番について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明の2番についても承認されました。

続きまして非農地証明の3番をお願いします。

事務局 それでは3件目にまいります。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地は、黒潮町加持川字カシ山口14番、畑、36㎡。同じく17番、畑、307㎡。願出理由としましては、30年以上耕作ができず、現在は竹林や雑木林になっている。資料の方は31ページを御覧ください。航空写真に落としてありますが、加持本村地区の本集落から少し奥に入った所の大方橋川に抜ける所の川を渡ってすぐ右手の所になります。32ページが住宅地図で、33ページが届出地の拡大図、34ページが公図。35と36ページが現況の写真となっております。ただ、自分の方が確認に行きましたが、残念ながらこちらも2件とも荒廃地、ほぼ山林化してですね入って行ける状況ではありませんでしたので、だいたいの場所になっています。特に36ページなんかは、入れるような土地ではありません。こちらも農用地の区域には入っていません。利用権設定もありません。事務局からは以

上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員さん補足説明あればお願いします。はい、〇〇委員。

〇〇委員 私、担当ですけど〇〇委員の方が分かっていますのでお願いします。

〇〇委員 33 ページの写真を見てください。下が橘川に行く道で、その上にあって殆んど雑木林になっています。

議長 この写真を見る限りでは山と、農地とは認めれないということでございますが、何かこの件について質問質疑有りませんか。

(質疑なし)

特に無いようでしたら承認を受けたいと思います。この非農地証明の 3 番につきまして承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。3 番につきましても承認されました。

続きまして非農地証明の 4 番をお願いします。

事務局 それでは非農地証明 4 件目にまいります。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地は、黒潮町加持川字カシ山口 16 番 1、畑、462 m²。願出理由としましては、20 年以上耕作ができず、現在は雑木林になっているということです。資料の方は 37 ページから 47 ページとなっています。こちら先ほどとほぼ同じ場所で、位置も一緒です。用地も隣接した所となっております。41 ページの現況写真も同じ資料の写真となっております。中は山林みたいな形になっておりますので、ほぼ農地としての機能はありません。事務局からは、あと農用地区域も当然は区域外。利用権設定もありません。以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりました。先ほどと殆んど変わらないような所でございますが、何かこの件について質問ありませんか。

〇〇委員 3, 4, 5 番と同じ所ですが、何か目的があつて非農地にしているのですか。

〇〇委員 チップを置くような話もあります。貸すのかもしれませんが。

議長 後は後のことで、農地としては中々認めれないということでもいいですか。

それでは承認を受けたいと思います。この非農地証明の第 4 番につきまして承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。4 番につきましても承認されました。

続きまして非農地証明の 5 番をお願いします。

事務局 それでは非農地証明願の 5 件目にまいります。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地は、黒潮町加持川字カシ山口 16 番 2、畑、241 m²。願出理由としましては、平成 10 年頃までは柑橘類を栽培していたが、現在は荒廃地になっているということで、資料の方は 42 ページから 46 ページとなっています。引き

続き隣接地ですので、状況はほぼ同じです。こちらも農用地区域外。利用権設定もありません。事務局からは以上です。

議長 5番につきましても同じ場所のようですが、この件について〇〇君何か有りますか。

〇〇委員 同じです。

議長 現況、同じということですが。農地としては認められないということですが、いいですか。

何かこの件についてあれば。無いようでしたら承認を受けたいと思います。先ほどと同じような所ですので問題は無いと思いますが、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。5番につきましても承認されました。

続きまして非農地証明の6番をお願いします。

事務局 それでは非農地証明の最後になります。6件目になります。願出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。願出地は、黒潮町上川口字久保屋敷 830 番、畑、138 m²。願出理由としましては、昭和 35 年頃より隣地の 912 番、宅地になっていますが、進入路となっているということです。資料の方は 47 ページを御覧ください。場所が航空写真に位置を落としていますが、旧の上川口の郷の集会所からやや西側に行った所になります。住宅地図では分かるかなと思いますが、49 ページが航空写真の拡大となっています。50 ページが公図。51、52 が現況の写真となっています。もう、コンクリートの舗装等されておりまして、農地の機能が無い状況となっています。こちらも農用地区域外となっており利用権設定もありません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、何か担当委員さんより説明があればお願いします。

〇〇委員 私の家の裏になりますが、見てのとおりで道になってまして昔からこんな状態です。

議長 現況見ても問題無いように思いますが、何か質疑質問あればお願いします。

(質疑なし)

質疑無ければ承認を受けたいと思います。非農地証明 6 番について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。非農地証明 6 番につきましても承認されました。

続きまして議案第 4 号形状変更に関する届出の報告が 1 件出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページ、議案第 4 号形状変更届報告事項として 1 件出てきており

ます。まず、届出人の住所とお名前が間違っていましたので、訂正させていただきます。住所が〇〇〇〇、届出人が〇〇〇〇さんなんですけれど、〇〇を〇〇に訂正してください。それでは改めまして、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。届出地については、黒潮町加持字井セキタハ 2597 番 3、畑、667 m²。同じく 2597 番 4、畑、142 m²。同じく 2598 番イ、畑、267 m²。同じく 2599 番 1、畑、244 m²。理由としては、畑を嵩上げして利用したいということになっています。資料は、53 ページをご覧ください。航空写真に位置図を落としていますが、先ほどの非農地で 3 件分出てきた所の川が県道側、手前側になります。54 ページが住宅地区図になっています。55 ページが航空写真の拡大になっています。56 ページが公図。57 ページが今回嵩上げする場合の、平面図、断面図、縦断面図となっております。58 ページが現況の写真となっております。こちらは農用地区域内に全て入っております。利用権の設定についてはありません。こちらの方の嵩上げとしましては、黒潮町の大方庁舎の最終の工事で残土が出るということで、町の土木のまちづくり課の方から残土場確保ということで、〇〇さんに御協力いただいて、その土を県道の高さまで上げて利便性が畑として上がるということで、お互いが了承済みということで、残土の置場として今回畑の嵩上げということになっています。工事の予定は、農業委員会の許可がありしだい 2 月末を予定しています。嵩上げた後は、生り物等植える予定で行ないたいということになっています。事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、何か担当委員さんより説明があればお願いします。

〇〇委員 58 ページの写真をお願いします。右側の道路が大井川加持川線です。左側が川で、昔は畑でラッキョウとかを作りよったがですが、浸かって止めたり、大水が出たら浸かるので、ここ 4、5 年は止めていますが、嵩上げて畑にしたらいいと思います。

議長 現在は作っていないということですが、嵩上げて作るということですが。何かこの件について質問は有りませんか。

〇〇委員 隣の農地はずっと荒れているがやろ。そのままですか。

事務局 隣には捨てれないので、触れないということで現況のままです。また、界と思われる線からある程度引いて盛土をするようになっています。

議長 ここは進入路はある。

事務局 今は、県道から狭い道がありますが、嵩上げしたら県道と同じ高さになるので、県道から入れます。

〇〇委員 隣が嵩上げしたら隣もしてくれという話になるがやない。

事務局 隣は音信不通で連絡が取れなくて、触れないということになっています。

議長 農業委員会としては隣の同意がほしい。農業委員会は何で受理したがと言わ

れないようにしたい。

〇〇委員 隣接の同意は欲しいね。

議長 中々同意を取るのに連絡がつかないということですが、まちづくり課の方に土砂が流れないように対策をしてもらおうということで、農業委員会としては承認をするということで如何でしょうか。

〇〇委員 親戚が町内に居るみたいですので、連絡取れないか聞いてみます。

事務局 それなら、連絡がついて同意いただけたら受理するというで如何でしょうか。

委員 それがいいと思います。

議長 確認します。本人というか隣接の人に確認を取って、その人から同意をいただき、届を受理するというでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 よろしいということで、この形状変更届については終わります。

続きまして、議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは別冊議案第 5 号の資料をお願いします。表紙を捲っていただきまして説明をさせていただきます。

(資料を基に整理No.30-60 から 30-71 まで内容を説明する)

議長 今、事務局の説明が終わりました。質疑質問は有りませんか。

(質疑なし)

議長 無いようでしたら承認を受けたいと思いますが、この利用権の設定について、承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 5 号については承認されました。

それでは、その他の方に移りたいと思いますが、皆さんの方からは有りませんか。その他について。

3) その他の討議・報告事項について

1. (伊芸委員) ヤモウジ団地で聞く話について、農業委員会に情報が入っているか確認の質問。(農業委員会には入ってきていない)

2. (松本委員) 清水ブロック農業委員会が研修会を実施した報告。

・ 10 月 29 日に視察を実施。女性委員 12 名と宿毛市事務局 1 名参加。平田地区のレモン、ニラ農家と洋ランのハウス。三原村の民泊(どぶろく特区)。竹島のオオバ。3 地区を視察した報告。

3. (金子委員) 中四国女性ブロック研修について報告。

・ 11 月 15～16 日に徳島市で実施。参加したことの報告。

4. (事務局) 食育活動について。12月17日(月)佐賀小学校。12月18日(火)拳の川小学校。参加協力をお願い。
5. (事務局) 農業委員改選に係る募集について報告。
6. (事務局) 永年勤続(10年功労賞)の表彰について報告。
 - ・農業会議主催で12月12日表彰式開催。黒潮町該当者、金子孝子農業委員、弘瀬最適化推進委員。代理で吉尾会長、宮地事務局長が出席。本日、表彰状を2委員に渡す。

議長 皆さんの方から無ければ、これで12月の定例会を終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後4時20分終了)